



2月号

2

月号

No.131



少年カルタ大会

(みんな真剣にカルタにアタックしていました)

人口と世帯

	前月比
世帯数	1,452 (-1)
人口	5,927 (-15)
男	2,959 (-10)
女	2,968 (-5)

昭和56年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

主な内容

- 2~4...議会だより
- 5...人権擁護委員に長谷川松雄氏委嘱される
- 6~9...昭和55年度決算の状況
- 10...冬の交通事故防止
- 11...夜間路上駐車はやめて
- 12...あなたと保健室
- 13...子どもに待つ心、耐える心を
- 14...税務だより
- 15...くらしの知識
- 16...戸籍のうごき

交通事故死ゼロ記録2月1日現在138日

第6回 定例町議会

昭和五十六年度一般会計補正予算

など十二議案を原案どおり可決

昭和五十六年第六回利尻町議会定例会は、十二月十六日開かれ、十二月十七日閉会されました。諸般の報告、行政報告、一般質問が行なわれたあと引き続き一般会計補正予算など町長提出議案十二件及び請願一件ほか上程され、審議の結果、請願一件が継続審議となつたほかは、いずれも原案どおり可決されました。

議決された議案の概要と一般質問の内容は次のとおりである。

す。

歳入は、繰入金、営業収入です。歳出は、営業費用を一千四百八十万円増額し、繰上充用金を百三十四万円を減額したものです。

▼昭和五十六年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第一号)

(第一号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に五百八十一万八千円を追加し、総額を二億四千五百万円とするものです。

歳入は、国庫支出金、繰越金です。歳出は、保険給付費、諸支出金です。

▼昭和五十六年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算 (第三号)

(第三号)

これは、これまでの予算額のうち、収益的収入の予定額より二千三百八十一万二千円を減額し、総

額二億四千六百四十七万五千円とし、収益的支出の予定額より二千六十三万八千円を減額し、総額二億三千六百七十三万六千円とするものです。

又、資本的収入の予定額より七十三万八千円を減額し総額二千二百二十八万五千円とし、資本的支出の予定額より百四十七万三千円を減額し総額二千八百六十四万六千円とするものです。

収益的収入の減額は、医業収益です。収益的支出の減額は、医業費用です。

資本的収入の減額は、出資金です。資本的支出の減額は、建設改良費です。

▼昭和五十六年度利尻町砕石事業会計補正予算 (第二号)

これは、これまでの業務の予定量に二万二千立方メートルを追加し、生産量を十一万五千立方メートルにすると、収益的収入に六千四百九十五万円を追加し、総額四億六千八百七十五万円とし、収益的支出に二千七百十四万円を追加し、総額四億三千九十四万円とするものです。

又、資本的支出の予定額に四百

万円を追加し、総額を九百三十万円とするものです。

収益的収入は、営業収益です。収益的支出は、特別損失です。資本的支出は、建設改良費です。

▼利尻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これは、人事院が給与の改善について行なった勧告に準じて、職員給与に関する条例のうち、給料、扶養手当、住宅手当、通勤手当、期末手当が改正されました。

▼退職料、退職給与金、遺族扶料条例の臨時特例に関する条例

これは、現に受ける遺族扶料の基礎となる仮定給料年額を現在の給与水準に改定したものです。

旧	俸	仮定給料年額
月額一、五〇〇円		四、五〇、八〇〇円

▼監査委員の選任について

次の方が議会の同意を得られ、選任されました。

住 所	氏 名	生年月日	職 業
利尻町杏形字本町	平田 寛	昭和9年3月29日	商業

▼昭和五十六年度利尻町一般会計補正予算 (第四号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に二億七千二百五十万円を追加し、総額を二億六億七千二百三十万円とするものです。

歳入の主なもの、町債、繰入金、地方交付税、町税などです。歳出の主なもの、衛生費(病院費)、土木費(港湾費)などです。

▼昭和五十六年度利尻町国民宿舎特別会計補正予算 (第一号)

(第一号)

これは、これまでの予算額に、歳入、歳出共に一千三百四十九万六千円を追加し、総額を一億二千八百八十二万五千円とするもので

▼昭和五十六年度利尻町簡易水道特別会計補正予算 (第二号)

▼公平委員会委員の選任について
次の方が議会の同意を得られ、選任されました。

住 所	氏 名	生年月日	職 業
利尻町 酒井信造	酒井信造	明治42年6月3日	商業
利尻町 仙法志字本町 桂 但蓮	桂 但蓮	昭和3年8月29日	僧侶
利尻町 水倉進也	水倉進也	昭和4年9月9日	会社役員

▼教育委員会委員の任命について
次の方が議会の同意を得られ、任命されました。

住 所	氏 名	生年月日	職 業
利尻町 清水章延	清水章延	大正5年10月7日	僧侶

▼専決処分した事件の承認を求めることについて
○昭和五十六年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算(第二号)

これは、一時借上金の限度額を三千万円補正し、一億円としたものです。

▼意見案第三号

北海道開発庁及び北海道東北開発公庫存置に関する要望意見について

原案どおり可決しました。

▼昭和五十五年度利尻町各会計歳入歳出決算の認定について
これは、地方自治法の規定により、議会の認定を求めたものです

一、利尻町一般会計
一、利尻町簡易水道特別会計
一、利尻町国民宿舎特別会計
一、利尻町国民健康保険事業特別会計

以上の会計決算が決算特別委員会に附託され、議員全員による決算審査特別委員会で審査の結果、これを認定すべきものと決定、本会議で委員長報告のとおり認定されました。(内容別掲)

▼請願第一号

教育費の大幅削減をせず、父母負担を軽減し、教育条件を改善するための教育予算の増額を国道に求める意見書の提出方請願について

この請願については、総務常任委員会に附託され閉会中の継続審査となりました。



町政 対 一般質問

第六回定例町議会において、次の一般質問がありました。その質問、答弁の要旨は次のとおりです。

●質問1

① 次期町長選に立起の御意志があるとするならば、この機会に決意表明を行ってはいかがでしょうか。

② 資源の豊富な海藻を利用したガス化の生産に努力する意志があるか。お伺い致したい。



③ スキー場道路の整備について
■答弁
町長① ご指摘のように我利尻町が将来に向かって非常に大事な時期に来ており、町の発展を願って最善の努力を続けたい意欲はございますが、これも町民大多数の方々の支持があつて始めて出来ることとあります。今後そうしたこと十分見きわめたいと三月の議会で明らかにしたいと思います。

く調べ、よいとなれば他より先に指定を受ける必要があります。町の産業発展のためにもこのことは十分研究し努力をいたしたいと考えます。

② 五十五年六月に北海道新聞で石油の代替エネルギーを海からと言うことで内容が載っておりました。このことについて私も色々調べている訳ですが、昭和五十六年から六十四年までで、二次・三次に分けて計画を建てるようです。今は試験室で基礎調査を行っているのが現状です。やはりこういう島で何か他のものを誘致すると言っても非常に条件の悪いところで、しかも周りが海であるため陸地から見ても優れたものではないかならないと思います。早くこういうものに注目し、よ

③ 今年教育委員会の方で二ト積ダンブカーで七十台土砂を入れたので相当中たるみが是正されました。しかし、まだ登るのに不便でないかと言うことでございますが、あれだけの場所と高さですので、一挙に直すことは大変なことだと思います。問題は、今年雪が降って使っている状態を見て今年度必要によつてさらに改善したい。

●質問2

① 利尻島海岸に産する海藻がエネルギー資源として活用方法が研究されているが、利尻町も未来のことを考えて、大規模な生産加工の計画構想を立ててみてはどうか。

② 町内の小中学校とも完全給食が行われているが、給食に米食を多くとり入れる計画はないか。給食を受けている児童、生徒に給食アンケート調査をしてはどうか。

③ 観光施設の整備と観光イベン

ト(行事)の開催について

①沓形岬公園一周の道路舗装

②海水プールの建設

③観光客誘致の目的でのイベント(行事)の開催

三点についてどのように考えているか。

■答弁

町長① 質問1の②と関連しますが、これらについては私も出来るだけ調査して町のためにもここが可能であれば誘致する努力をいたしたいと考えます。

② 私共も今まで配慮の欠けている点も多々あったと反省しています。問題はこの全町的、全道的なことでもあり子供達の考え方、子供達の希望をアンケート調査して十分考慮してやるべきだと考えております。ただ米飯給食を相当回数増やすということになれば、現在の施設も大きく改善しなければなりませんし、これらも充分検討し、出来るだけ調査などの結果を受けて、教育委員会、学校給食組合とも相談して適切な措置をしたい。

③の① 沓形岬公園については、今まで土地の関係や監督官庁の指導もありまして、駐車場に車を置

いて歩いて散策すると云う考えであつた訳ですが、実際は総べての人が車で周っております。そうであれば土地の問題とか、駐車場の問題を切り離して現状で早急に舗装しなければならぬと思います。出来るだけ早い機会に舗装するように努力いたしたいと思ひます。

③の② 町では今のスポーツ公園の中にプールを造りたいと云う計画もありますので、そういうことともからみ合せながら適当な場所で工費がいくらもかからないで出来るのであれば前向きに考えたい。もつとこのことを調査してみたい。

③の③ 今までの眺める観光からこれからは行動を起す行事などの観光の時代であります。ご指摘のとおりだと思います。皆さん方の知恵もおかりしながら、町の方も出来るだけ協力してそういうものを行うと云うことで検討して見たい。

●質問3

① 行財政改革の一部見通について、

政府は行財政改革を除去におし進めており、総理はまた、政治生命をかけて之が断行実施の声明

に国民等しく関心をもっていると思ひます。即ち、省庁の統廃合、人員の削減、出先機関の縮小、負担金、補助金等の見直し、切詰め等、加えて先般NHKテレビ放送でもこの行革は、地方自治体とも歩調をとって行うと言つ話でした

この一連の行革には、町長としても意中に秘めておられる事と思ひますが、ただひとつ気がかり心配させられるのは、これによつて国、道からの負担金、補助金、交付金も含めて縮小される可能性があるものかどうか。それと合せて福祉行政の中の老人医療費の一部を各都道府県への肩変り負担、これは町村にまでもひびくものかどうか、お差支えなければ町長の二見解、見通等をお聞かせ願ひたいと思ひます。

■答弁

町長① 国の行政改革によって市町村の補助金や交付金に影響はないかと言つてございしますが、伸率ゼロと言つてから考えても内容的には縮小されることは、はっきりしています。従つて、これからやるものについては相当制約もあるだろうし、やりにくいことは確かですが漁業関係では、当町の場合早く指定を受け事業を行つ

ているものが多く、これ等については有利だったと考えます。ただ、仙法志港あるいは沓形港の予算を伸ばすと言つことになり、それだけに議会ともども頑張りなきやならぬと思ひます。

それから、老人保険法の関係ですが、これは今参議院で継続審議中ですがこれも新聞、テレビ等でご存じのように道が肩代する分について、町にその分だけ影響はないかと言つてございしますが、今の時点では町村の負担にはならない。この老人保険法の関係が成り立した場合に良くなる事は、予防の面やリハビリなどの面にも力を入れるので色々救われるものもでてくる。ただ負担の割合は変わつてくるので検討させておりますが、年老、が非常に多い本町の場合、逆に負担が軽くなります。

若い人の多い町村は多くなります。全国的にプールされて、年老の多い町村ほど救われる形になります。以上のようなことで行政改革そのものによつて、色々な面で圧力もかかつて面倒になりますけれども、この地域の特性を生かして予算や補助金、交付金の確保に皆さん方もども全力を注いでいきたい。

たばこは町内で
買ひましょう。

- ご旅行や用務で町外に出るときは町内で買ひていきたいと思います。
- たばこの消費税は町の大きな財源になっております。



たばこの消費税は暮らしの中に生かされています。

人権擁護委員に

長谷川松雄氏委嘱される

昭和五十三年八月から人権擁護委員を務めてこられた井田鹿之助さんが昨年八月で都合によりやめられ欠員となっておりますが、この度仙法志字本町長谷川松雄さんが委嘱され、昨年十二月一日から就任いたしました。
ご承知のように人権擁護委員の



長谷川松雄氏



松野 義男氏

は、町長が議会の意見を求めて推せんし、法務大臣が委嘱することに

仕事は、憲法で保障されているみなさんの基本的な人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図り、万人人権が侵犯されるような場合にはすみやかに適切な処置をとってその救済に努め、みなさんの相談員となつて、明るい社会を築くために設けられている制度であります。

なっております。どんなことでも相談に応じますので、気軽ににご相談下さい。また、設置基準により利尻町の人権擁護委員は、次の方です。尚、三年間人権擁護委員としてご尽力下さった井田鹿之助さんに對しましては深甚なる感謝の意を表します。

利尻町人権擁護委員

松野 義男

(沓形字泉町) 四一四七

長谷川川 松雄

(仙法志字本町)五一八六

(住民課住民係)

とど 駆除事業にご協力を!



とどによる各種魚族資源の害害並びに漁網具に対する被害を最少限に防除し、沿岸漁業の振興と漁家経済の安定を期するため、本年も次よりとど駆除事業を実施いたします。

駆除期間中、のり、ふのり等採取に海岸に出られる方は、沖合船上より陸岸に出現するとどへ猟銃を発砲する場合がありますので、

駆除船の動向を確認のうえ、災害が発生しないよう充分ご留意願います。又身体に着用する服装は、白色及び黒色の物は極力さげ、黄色又は赤色等目につきやすい色の着衣にするようご協力願います。

記

■ 駆除実施期間 十二月二十一日から三月二十日まで

■ 駆除実施漁船 廣翔丸(二・七八)

作業中は、町旗(赤旗)を掲げています。

■ 駆除実施区域 利尻町沿岸一円 (水産課水産係)



で

加入期間の継続を

勤めをやめて自分で商売をすることになったり、結婚して職場をやめたり、今までの仕事をやめて厚生年金などの公的年金のない職場へ転職した人は、かならず国民年金に加入することになっていきます。

公的年金制度は、すべての加入期間がながりますので、今まで加入した期間はもちろんのこと、国民年金に加入し、その後、他の公的年金に移行した場合も、すべての加入期間が加算され、将来、加入期間に応じた年金が受けられますので、年金の権利を継続するために、かならず国民年金の加入手続きをしてください。老齢年金は老後のくらしの大きな支えです。

二〇歳になったら国民年金に加入を!

保護司二名再任される

保護司は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域の人情や習慣をよく理解しているという特性を生かし、専門官である保護観察官と一諸になって保護観察を行うほか、犯罪や非行防止のための地域社会の浄化活動などに当たっていますが、利尻町内では六名の方が法務大臣から委嘱されており、この内二名の方の任期が満了になり、去年十月一日付で次の方が再任されました。

防ごう非行

助けよう立ち直り

利礼地区保護司会利尻町分区会

町の台所

十二月の定例議会で、昭和五十五年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国、道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っています。が、「町税が一億円ほどしかないのに、何十億円の仕事ができる」という町の台所はどんな具合なのか」という疑問も聞かれます。

私たちの町の「台所」が一体どのような中身になっているのかをみなさんに図表であらましをお知らせします。

まし

1人当りの町税負担額



17,422円

(54年度 16,304円)

1世帯当りの町税負担額



71,842円

(54年度 67,744円)

収入の状況ほ

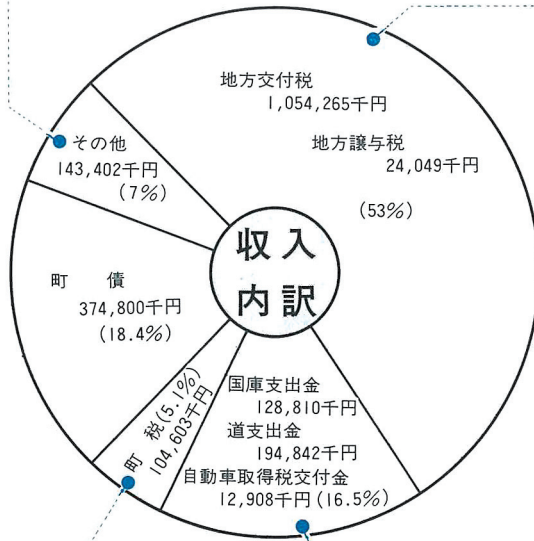
本町の一般会計で昭和五十五年度に入ったお金は、「総額二十億三千七百六十七万九千円」となっています。この収入の内容を表にしたのが下の円グラフです。

この図表でもわかるように、町の「台所」をまかなう財源の中で一番大きなものは地方交付税で、これは毎年変わらず、町税をはじめ国庫道支出金や町債はその年によって順位が変わります。

- ・分担金及び負担金 10,657千円
- ・使用料及び手数料 15,373千円
- ・財産収入 16,686千円
- ・繰入金 50,000千円
- ・繰越金 12,745千円
- ・諸収入 35,319千円
- ・寄附金 2,622千円

▼繰入金
砕石事業会計からの繰入金です。

▼寄附金
民間テレビ誘致事業費
水産振興用備品購入費
仙法志中学校図書購入費
博物館備品購入費の寄附金です。



▼地方交付税は、(町)が一定水準のしごとをしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が町に交付してくれるお金です。

▼地方譲与税は国税として国が徴収し、その一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

町民税	58,029千円
固定資産税	24,518千円
軽自動車税	345千円
たばこ消費税	16,727千円
電気税	4,984千円

町の「台所、収入で根幹になる町税は昭和55年度では総収入の5.1%となっています。

▼国庫支出金及び道支出金は、町の特別な事務事業の財源にあてるため交付されるお金です。

▼自動車取得税交付金は道税の自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分されて交付されるお金です。

昭和55年度決算報告(一般会計)

20億円のあら



1人当りの支出額

33,382円

(54年度 33,734円)



1世帯当りの支出額

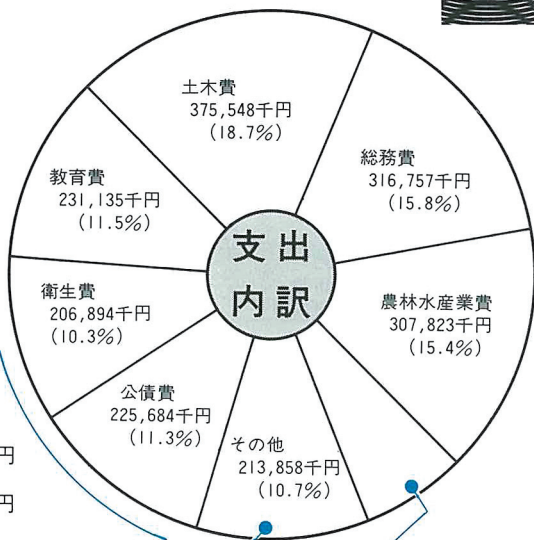
1,376千円

(54年度 1,378千円)

支 出 の 状 況 は

本町の一般会計で昭和五十五年度に使われたお金は、「総額二十億四百三十万一千円」となり、その内容は図表のとおりです。特にこの中で、水産振興関係が一億九千万円を超える支出となったほか、道路整備事業関係が約一億八千九百万円、港湾関連整備関係が約一億四千二百万円、また、民間テレビ放送誘致事業(仙法志字御崎)に約七千万円が使われました。

▼下図の棒グラフ(性質別の支出内訳)は、右上図の円グラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。
この中で、くらしの豊かな町づくりのための水産振興事業、産業基盤整備や道路などの生活環境づくり又、人づくりのための各種教育施設整備などに使われた投資的なお金が全体の約三六・九割となっています。



＜性質別の支出内訳＞

災害復旧事業費	(施設災害復旧費として)	1,348千円
投資及び出資金	(病院などへの出資金)	3,363千円
繰 出 金	(水道、国民宿舎への繰出金)	20,009千円
貸 付 金	(商工業者、農業者などに対する貸付金)	22,480千円
維持補修費	(各種施設や道路などの維持補修で除く経費も含む)	39,325千円
扶 助 費	(老人医療費や児童手当など)	46,015千円
物 件 費	(賃金、旅費、一般消耗品や備品の購入費) 郵便料、電話代、光熱水費など	209,634千円
公 債 費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子など)	225,509千円
補助費等	(病院、各種団体への補助金や交付金、各種保険料、各種会費や謝礼など)	342,049千円
人 件 費	(議員の歳費、特別職や町職員の給料等) 各種委員等の報酬など	364,370千円
投資的経費	(各種建設事業費や用地購入費など)	730,199千円

民生費	126,602千円 (6.3%)
消 防 費	94,200千円 (4.7%)
商 工 費	71,149千円 (3.5%)
議 会 費	45,161千円 (2.3%)
諸 支 出 金	2,000千円 (0.1%)
災害復旧費	1,348千円 (0.1%)

昭和55年度

歳出の

主な事業費

● 事業費200万円以上掲載

＜総務費＞

- 礼文テレビ放送局敷地購入 2,608千円
- 種富町自治会館新築補助 8,943
- 神居第2自治会館増築補助 2,678
- 民間テレビ放送誘致事業（仙法志字御崎） 72,745
- 利尻歯科診療所新築事業 19,889

＜農林水産業費＞

- 町有林造林事業 3,050
- 小規模治山事業（政治・久連） 10,231
- 経営林道蘭泊線開設事業 9,958
- 政治（ワンド）船揚場整備事業 5,100
- 種富町第1船揚場整備事業 5,900
- 栄浜船揚場整備事業 2,000
- 蘭泊港捲揚施設 4,450
- 栽培漁業センター、ウニ、アワビ人工採苗事業 4,000
- 種苗センター人工採苗事業 2,728
- 大型増殖団地パイロット事業 32,210
- アワビ種苗移植放流事業 6,656
- 岩礁爆破事業 9,625
- 爆破雑草駆除事業 2,500
- 投石（自然石）事業 21,874
- チェーン振施設々置事業 7,500
- チェーン振雑草駆除事業 4,250
- 昆布養殖施設々置事業 47,474
- 並型魚礁設置事業 5,995
- 荷捌施設々置事業 7,245
- 共同作業施設々置事業 5,936
- 燃油等補給施設整備事業 20,696
- 燃油タンク防油提改修事業 2,380
- F R P製ウニ、アワビ礁試験事業 2,000
- 浅海漁場開発基礎調査事業 2,200
- 栄浜分港深淺測量委託 2,500

＜土木費＞

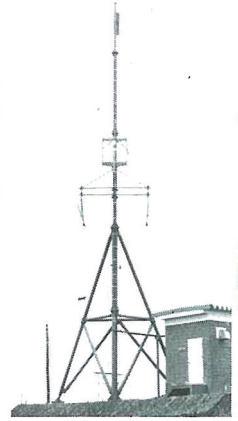
- 御崎公園取付道路 2,500
- 利尻登山線舗装 5,350
- 見返台園地取付道路 7,150
- 仙法志漁組前側溝新設 2,930
- 町民センター前道路舗装 10,887
- 博物館道路改良舗装 36,351
- 仙法志鬼脇線特改4種事業 18,186
- 新湊海岸道路改良事業 83,100
- 富野線特改1種事業 15,300
- 港湾区域内潮流等調査 5,000
- 杓形港日の出地先砂浚渫事業 5,200
- " 船舶給水施設 2,650
- " 埠頭用地舗装 7,850
- " 用地買収及び補償費 11,163
- 漁船上架施設整備 49,850
- 代替漁場造成事業 4,000
- 杓形港国直轄工事負担金 56,291
- ◎ 公営住宅法止擁壁工事 2,740

＜教育費＞

- 久小グラウンド整備 3,700
- 博物館前広場整地及び駐車場舗装 12,683



▲ 経営林道蘭泊線開設事業



▲ 民間テレビ放送誘致事業



▲ 昆布養殖施設々置事業



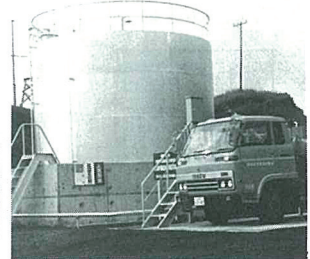
▶ 船揚場整備事業



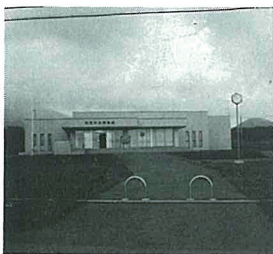
▲ 大型増殖団地パイロット事業（アワビ種苗中間育成施設）



▲ 投石（自然石）事業



▲ 燃油等補給施設整備事業



▲ 博物館前広場整地及び駐車場舗装



▲ 新湊海岸道路改良事業



▲ 博物館道路改良舗装事業



▲ 漁船上架施設整備事業



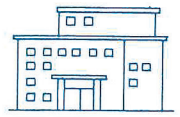
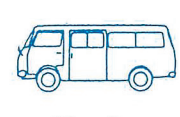

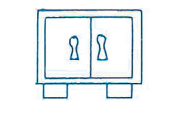
町が保有している財産は

町が保有している財産は、積立金(基金)のほかに、町有地や町有林、それに学校、役場庁舎、町民センター、研修センター、公民館などといった町有施設と福祉バスや乗用車などの車両があります。これら財産の内容は別表のとおりです。

このほかに、有価証券が七百三十七万四千円。出資金は、七つの機関に合わせて六百三十四万円となっています。

(この保有財産の数字は、昭和五十六年三月三十一日現在のものです。)

町有財産の状況

土地が  2,313,660㎡	山林が  4,611,750㎡	建物が  31,813㎡
車両が  31台	証券その他の権利が  13,714千円	基金が  51,370千円

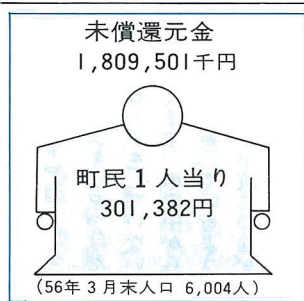
有価証券や出資金などの状況

▼ 有価証券	財団法人日本離島センター 1,899千円
株 券 7,114千円	北海道市町村職員福祉協会 1,000千円
社 債 260千円	北海道農業信用基金協会 300千円
▼ 出 資 金	北海道国民健康保険団体連合会 266千円
北海道漁業信用基金協会 2,600千円	北海道農業開発協会 200千円
	北海道私学振興基金協会 75千円

町債の状況

町債は毎年計画的に返済
55年現在高は十八億円
度末

▼町債は、町が大きな事業をする場合に国や金融機関などから長期の借入金をもって財源とする。この借り入れを、『起債』とよんでいる。その元金や利子は計画的に返して、健全財政を維持しながら借り入れしています。



■昭和55年度に建設したアワビ種苗中間育成施設の建設費もその1部を国から借りました。

砕石企業会計

○収益的収支	○資本的収支
収入予算額 470,156千円	収入予算額 0
収入決算額 479,435千円	収入決算額 0
支出予算額 426,369千円	支出予算額 124,918千円
支出決算額 429,782千円	支出決算額 124,549千円

病院企業会計

○収益的収支	○資本的収支
収入予算額 255,297千円	収入予算額 64,925千円
収入決算額 252,139千円	収入決算額 64,924千円
支出予算額 245,024千円	支出予算額 66,539千円
支出決算額 240,059千円	支出決算額 66,539千円

各種事業会計の概要

特定多数の受益者の人たちが利用し負担する国民健康保険や水道、国民宿舎、それに町立病院、砕石の会計は、本町の一般会計とは別に特別(企業)会計で行われています。

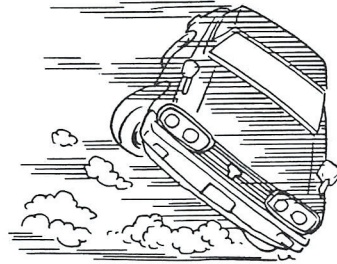
これらの特別会計や企業会計の中味は紙面の都合で詳しく掲載できませんが、昭和55年度の概要は別表のとおりです。

特別会計

○国民健康保険	予 算 額 232,500千円
	収入済額 235,000千円
	支出済額 230,050千円
	差 引 額 4,950千円
○簡易水道	予 算 額 77,900千円
	収入済額 78,590千円
	支出済額 77,312千円
	差 引 額 1,278千円
○国民宿舎	予 算 額 105,362千円
	収入済額 90,003千円
	支出済額 103,399千円
	差 引 額 △13,396千円



シートベルトはあなたを事故から守ってくれます必ずしましょう。



冬の 道路前線 赤信号

雪道は安全に走ろう

一日と寒さが増す今日この頃吹雪・凍結などにより交通環境が悪化し、交通事故が多発する時期です。

運転者も歩行者も「すべる」ことを忘れずお互いにつきぎことを守りましょう。

- 《運転者の皆さんへ》
- スピードダウン運転を!
- 車間距離を十分に!
- 早め・早めの点灯を!
- シートベルトの着用を!
- 車の放置はみんなの迷惑!
- 急ハンドル・急ブレーキは事故

のもと!

■吹雪の場合は無理をしない

★車から離れるときは必ずエンジンキーを抜き、ドアロックを

最近、エンジンキーをつけたまま、又ドアロックをしていない車が見受けられます。車の中から盗んで下さいと誘発しているようなものです。盗難、事故につながり大変危険です。運転者自身のモラルを!

車のライトは 早めに つけましょう

早め点灯運動

■冬の交通事故防止

運転者も歩行者も「すべる」ことを忘れずお互いにつきぎことを守りましょう。

- ◎スピードを落とそう
- ◎車間距離を十分とろう!
- ◎雪山蔭からの飛び出しや路上遊びはやめよう!
- ◎路上駐車は絶対やめよう
- ◎車から離れるときは、エンジンキーを抜き、ドアロックを

駐在所だより

■少年の非行防止

最近の少年非行は悪質で複雑になってきています。

原因はさまざまですが共通しているのが『家庭でのしつけのあり方』のようです。

あらためて子どもの生活行動をみつめ「しつけ」について、もう一度考えてみましょう。

? 戸締りを忘れず!

お年寄りのための 交通安全教室

去る十二月八日沓形寿の家(長生会)、十日仙法志寿の家(仙寿会)に約五十名のお年寄りが参加して交通安全教室が行なわれました。

お年寄りを交通事故から守るためには基本的な交通ルールを身につけてもらおうと開かれたこの教室に、沓形・仙法志駐在所長の講話「右側通行の徹底」「横断歩道の渡り方」や「信号機の渡り方」などのあと「自分(老人)の命を



守るために」と題する映画会も行なわれ、お年寄りたちは、熱心に学習していました。

除雪作業に協力を

夜間路上駐車はやめて！

いよいよ本格的な雪とのたたかいがおとつれました。前号(一月)にも掲載いたしました。が、町・土現では万全の体制で除雪作業を行っております。

りませんが、住民のみなさんご協力なしでは、スムーズな除雪作業もできません。除雪作業に一番支障をきたすのは『路上駐車』です。皆さんご協力をお願いします。

《愛車は車庫へ》

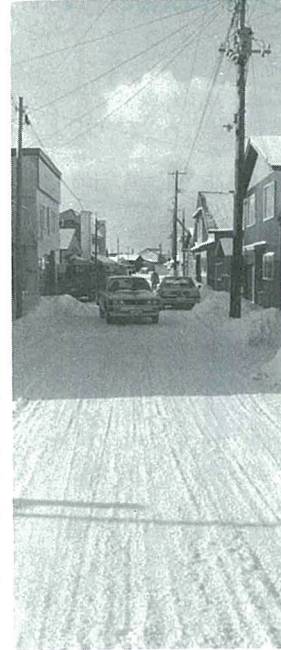
◆夜間の路上駐車は、その地域の路上の全部が除雪ができなくなりみんなの迷惑！

◆火災・救急等の災害時には消防車、救急車も入れないという大変な事態が発生します。

◆駐車可能な路線であっても、夕方から早朝の除雪時間帯には、愛車は車庫に納めるようお願いいたします。

◆交通事故の原因にもなります。

《路上障害物の整理を》



◆歩道や道路わきに除雪の障害となるもの(木片、ドラムかななど)を置かれますと、除雪車がはねとばして、建物や人に障害を与えらるばかりでなく、ロータリー車の羽根をいためますので置かないようご協力をお願いいたします。

落雪事故に注意を！

気温が上がってきますと、屋根の雪やつららが落ちて通行人がケガをしたり、雪の重みで家が



つぶれることもあり、次のことに注意してみんなで屋根から落ちる雪や氷の事故を防ぎましょう。

▼住宅や自分が管理する事務所、倉庫などの屋根の雪やつらら、雪止めの状態を点検し、危険だと思われるときは早めに雪おろしをしましょう。

▼近所で危険な屋根の雪やつららを発見したときは、その家の人に知らせるなど、お互いに注意

《除雪車には子供を近づかせないで下さい》

※除雪で出入口をふさぐこともありますが、この雪を再び車道に投げないようにしてください。※道路わきで子どものスキー・ソリ遊びは絶対させないで下さい。

除雪作業に対しての御意見等は椎内土木現業所利尻出張所、役場建設課又は仙法志支所へお知らせ下さい。

沓形・仙法志警察官駐在所

し合いましう。

▼落雪等のおそれのある軒下などで『遊んでいる子供』を見かけたときは、安全な場所まで遊ぶよう声をかけ、注意をしたり、移動したりしましう。

▼屋根の雪おろしをするときは転落を防止するため必ず命綱をつけ、雪を落とす場所には人が近づかないよう監視人を置くなど、事故防止に気をつけましう。

▼ふだんから避難路の確保もしておきましう。

青空駐車は違反です

違反です

昭和五十三年十二月一日から「自動車の保管場所の確保などに関する法律」が改正になり、駐車禁止の場所でもなく、道路を車庫がわりに使用している方は、罰金のほか、反則点2点。

一回でも長時間駐車すると罰金のほか、反則点1点となっておりま。

長時間の駐車は、除雪や災害時に支障をきたすばかりでなく、交通事故発生の原因となりますのでやめましう。



このことを厳重に警告し従わないときは、違反として検挙いたします。

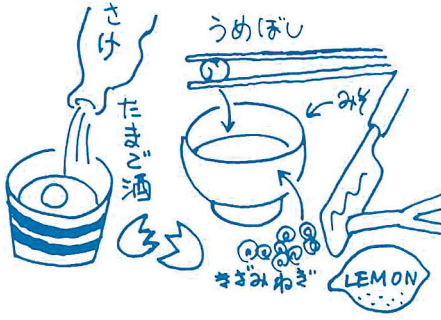
沓形・仙法志警察官駐在所

あなたと保健室

健康生活10の知恵—その3—
カゼの民間療法と、そのとき医者ならどうするか

昨年は、インフルエンザの流行年で、10月から12月中旬迄で例年の10数倍という状態で、まだ注意が必要なようです。しかし、インフルエンザばかりでなく、カゼもいやなもので、昔からバカとカゼに効く薬はない。と言われている位です。決め手となる治療がないからでしょうが、民間療法は意外に多くあるようです。

■カゼの民間療法ベスト3



◎その一 タマゴ酒

もつともポピュラーなもので、日本酒の熱かんに砂糖、タマゴを加えて混ぜたもの。砂糖の代りにハチミツを使ったり、ニンニクを入れたり、の変型もあります。

◎その二 ネギ、ウメボシ

茶碗にミソ、きざみネギを入れ熱湯を注いだものがネギミソ。ネギはビタミンA、カロチン、カルシウム、リンなどの栄養成分を含んでおり、その為か、ネギの利用法は意外と多いようです。長ネギの白い部分を縦切りにしてひろげ、ガーゼに包んで、ネバネバした部分を外側にしてのどに巻く、というような使い方もあるようです。

ウメボシは、表面をこんがり焼いて（黒焼きにするというやり方もあるようです）湯のみに入れ、熱湯を注ぐというのが、一般的利用法です。他に、ウメボシを黒焼きにしてドンブリに入れ、これにすりおろしたショウガ、きざみネギを加え、しょう油を落として熱湯を注ぐという、なんとなく効果

のありそうなウメ、ネギ併用型もあります。ウメの酸味が効くのでしょうか、カゼにポン酢やレモンが効果的と説く人もいます。

◎その三 咳にナンテン

ナンテンの実をとって天日で干し、これをすりつぶして煎じてのむのが、とくに咳の出るカゼに効果があると伝えられています。アカナンテンでもシロナンテンでも薬効は同じで、ナンテンにはメチルドメスチレンという成分が含まれており、これが効くのだそうです。

そのほか、カゼの民間療法として伝えられるものは、タマゴウドンからミミズのかげ干しにいたるまで、文字通り無数にあります。

カゼはひきはじめに治すことが第一で、それにはからだを温め、安静にして寝て、体力の回復をはかることが大切です。

カゼの民間療法というのは、いづれもこうした効果を狙ったものようです。からだを温め、汗をかいて熱を下げ、そのままぐっすり眠れば、軽いカゼなら一晩で治ります。

ただ、民間療法を過信するのは禁物で、一週間も治らないようでしたら、やはり医者にみせるべきでしょう。

■医者は、カゼをひいたらどうするか

これはある外資系の製薬会社で調査した際、回答のあった2126通の結果です。

- 安静、保温、栄養、安眠 18.5%
- 自然治ゆ、放置 9.6%
- 抗生剤、抗ヒスタミン剤、カゼ薬 34.6%

その他、タマゴ酒、朝の体操、葛根湯、禁酒、入浴後冷水をあびる、ニンニク、発汗、熱いうどん、好物を食べて熱かん、ハト茶、ウメボシ湯、医者に行く、等。

医者も私達と同じような事をしてるようです。ただ、安静、保温、栄養、安眠を守る医者には拍手を送りたくありません。

皆さんも、カゼのひき始めこそ無理をせず、拍手を送った医者をぜひ手本にして下さい。

保健婦 平野・記

子どもに 待つ心・耐える心を

今の子どもは肉体的にひ弱な子どもが増えている、たとえば●ちょっとしたことでころぶ●朝からあくびをする(学校)●背すじを伸ばせない●テレビを見てもねころんで見る

と言ったようなことがテレビ新聞等で報道されていますが、これは『耐えるという力』が弱っているものと考えられるわけです。そこで『生活の基礎を養う家庭』における『しつけ』について考えてみましょう。

〈忍 耐〉
欲しがる子に待つことを教えますしよう。

また、『欲しいがまんする』心情を養いましょう。

「今の子どもは突発的で行動を意図しない」とよくいわれますが、思ったことをすぐ実行するというのならまだしも自分の欲しいものがすぐ手に入らなければ満足できないというのであれ

家庭におけるしつけ

だめな母親

○子どもが、人前で買物をねだっている

△耐える心のなさ
家庭教育の欠陥

ばたいへんなことです。小さいときから「がまんする心」を育てましょう。

△子どもを甘やかす親
子どもにせがまれて「ハイハイ」とすぐ応じるのはーだらしのない親。

もっといけないのは、欲しがりもしないのに『これを買ってやろう』『あれをしてあげよう』という親です。

子どものごきげんとりや、常に子どもが喜ぶからというのは、親の自己満足です。

それはかりか、これでは子どもの心に麻薬を注射しているようなものです。

『今度だけよ』買ってやるから勉強しかりやるのよーという親では子どもは耐える心のない子になってしまいます。

賢い母親 欲求引き延ばし型
「わかったわ。けど今はだめ、お金をためたらね。それまでがまんしようね」

自主解決奨励型
「わかったわ。そんなに買いたければ、おこずかいをためて、自分のお金で買いなさいね」

代償転換型
「わかったわ。けど、もっと大事なものありはしない？ 今がまんして、大事なものを買いましょうね」

拒否型
「いけません。お友だちがみんな持っていないのに、あなただけに買ってやるわけにはいきません」……どの型でも結構です。とにかく、すぐに子どもの欲望をかなえさせるといことは非教育的です。

お母さん、子どもの欲求は、一時的衝動的ですから、納得させれば忘れてしまうものです。

シンナー遊びは危険で有害 皆さんで注意しよう

去年の11月号にも掲載しましたが、一般に「シンナー遊び」というのは、トルエンなどの毒物を吸いこむことによって中枢神経をマヒさせ「酩酊状態」になることをいいます。ビニール袋などを使って行ううちに死亡することが多く、とても「遊び」などと言うものでなく、極めて危険・有害な行為です。

シンナー乱用なくすために

◎家庭へ
乱用場所としては、自分の部屋友人宅が多いので、家族の者は、日ごろから子供の自室に対して、充分注意する。

◎下宿先の管理者へ
下宿などの部屋に仲間が集まり「勉強」などと言って乱用することが多く、特に家族が不在(出稼宅)の場合は格好の「たまり場」になりやすいので、乱用を感じた場合は、すみやかに警察への通報をお願いします。



知徹底方お願いします。
●販売の5原則
1 住所、氏名、年齢の確認
2 用途、目的の確認
3 有害、危険性の告知
4 証明書の呈示を求める
5 不審者には売らない

◎塗装店、看板店、自動車修理工場など大量使用業者へ
シンナーが乱用少年の手に渡らないよう、盗まれないなど、保管管理を徹底するようお願いいたします

◎地域にまん延しないようになんが力をあわせてシンナー遊びを追放しましょう。

◎販売業者へ
売らない、盗まれないなど、シンナーが乱用少年の手に渡らないよう、次の「販売5原則」を遵守し営業主はもとより従業員にも周

小さな非行でも
小さな暴力でも
すぐ110番へ

気軽に警察へ電話を
沓形警察官駐在所 (4-2110)
仙法志警察官駐在所 (5-1110)

税務だより

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、毎年2月16日から3月15日までを法定申告期間として全国一斉に申告事務、納税相談が行われます。

当町においても、次の日程により各自治会、各納税貯蓄組合へ税務職員が参りまして、申告受付事務納税相談を実施いたしますので当日は最寄りの会場へ必ずおいでのをうえ、申告を済ませますようお願いいたします。

この申告は、必ず期限内に申告をしなければならぬ規定であり無申告や期間が遅れると特典控除が認められなくなり、罰則を受ける事になります。主人が出稼に出て留守の方でも配偶者や責任者の方は是非おいで下さい。

どうしても申告の出来ない方は申告書を主人に送って書いてもらって期間内に役場税務係に提出願います。なお、申告書用紙は当日会場で配付いたしますので当日は、次の書類を必ず御持参下さい。

- (1) 漁業者の方は、販売物の精算書並びに油代や船外機、漁具類の買入れ修繕等の領収書
- (2) 営産業の方は、仕入書や経費の明細書等
- (3) 印鑑及び国民健康保険証
- (4) 生命保険掛金の領収書又は、その証明書、火災保険の領収書、医療費控除該当者はその診療等の領収書、雑損控除該当者はその明細書並びに見積金額書等

(5) 出稼者等給与所得のある方は、会社からの源泉徴収票

昭和57年度、町道民税申告受付相談日程表 (所得税・事業税)

■仙法志地区

仙 法 志 地 区

受付巡回月日	申 告 会 場 ・ 時 間	申 告 会 場 ・ 時 間
2月16日	御 崎 地 区 9:30~12:00 御崎自治会館	元 村 地 区 13:30~16:00 元村自治会館
17日	政 治 地 区 9:30~12:00 政治自治会館	神 磯 地 区 13:30~16:00 神磯自治会館
18日	長 浜 地 区 9:30~12:00 長浜自治会館	久 連 地 区 13:30~16:00 久連自治会館
19日	仙法志本町1地区 9:30~12:00 公 民 館	仙法志本町2地区 13:30~16:00 公 民 館
20日	当日部落で申告できなかった方 9:30~12:00 公 民 館	

■沓形地区

沓 形 地 区

受付巡回月日	申 告 会 場 ・ 時 間	申 告 会 場 ・ 時 間
2月22日	蘭 泊 地 区 9:30~12:00 蘭泊自治会館	神 居 1 地 区 13:30~16:00 神居1自治会館
23日	神 居 2 地 区 9:30~12:00 神居2自治会館	泉 町 1 地 区 13:30~16:00 泉町自治会館
24日	泉 町 2 地 区 9:30~12:00 泉町自治会館	泉町3・4地区 13:30~16:00 泉町自治会館
25日	富士見町・港町地区 所得税申告相談 9:30~16:00 商 工 会 館	
26日	本 町 地 区 一 円 営業者所得税申告相談 9:30~16:00 商 工 会 館	
27日	所得税還付申告相談 9:30~12:00 商 工 会 館	
3月1日	緑 町 1 地 区 9:30~12:00 保健福祉館	緑 町 2 地 区 13:30~16:00 保健福祉館
2日	日 出 町 1 地 区 9:30~12:00 保健福祉館	日 出 町 2 地 区 13:30~16:00 保健福祉館
3日	種 富 町 1 地 区 9:30~12:00 磯崎正男氏宅	種 富 町 2 地 区 13:30~16:00 種富町自治会館
4日	種 富 町 3 地 区 9:30~12:00 種富町自治会館	新 湊 1 地 区 13:30~16:00 新湊自治会館
5日	新 湊 2 地 区 9:30~12:00 新湊自治会館	新 湊 3 地 区 13:30~16:00 新湊自治会館
6日	新 湊 4 地 区 9:30~12:00 新湊自治会館	
8日	栄 浜 地 区 9:30~12:00 栄浜自治会館	
9・10日	当日部落で都合で申告できなかった方(給与者医療費等還付申告) 9:30~16:00 保 健 福 祉 館	

★申告書の提出期限は **3月15日**です。



くらしの知識



冬の省エネルギー・メモ

〔部屋の温度〕部屋着を少し厚めにするなどして、摂氏十八度を目安に、こまめに温度調節をしたいもの。暖房温度を一度下げると、燃料費は約一割節約できます。

〔部屋の保温〕カーテンは厚手のものを用い、天井から床までたらしめます。また、カーベットの敷いたり、窓や壁などに日張りをするとよいでしょう。

〔暖房器具の使い方に工夫を〕部屋の用途や大きさ、使う人に合わせて暖房器具を選ぶのがコツ。また、ストーブは時々手入れをすると、効率よくエネルギーを使うことができます。

〔電気こたつは上手に使おう〕こたつ敷きを用いるとともに、こたつ掛けは厚手のものを使い、適当な温度調節を心掛けましょう。

〔入浴は家族が次々に…〕冬は風呂が冷めやすいので、沸いたら家族が次々と入浴するのが、エネルギーを上手に使うコツです。

〔湯沸器の使い方に工夫を〕使わないときは口火を消しましょう。また、湯は流しっぱなしにしないで、必要なだけ容器に取って使うと、無駄が省けます。

〔マイカー利用の自粛を〕一人を同じ距離運ぶのに、マイカーは電車の七倍、バスの五倍ものエネルギーが必要です。公共の交通機関が使える場合の運出は、なるべくマイカーの利用を控えるべきです。

また、マイカーを利用している人は、節約運転を心掛けましょう。

プロパンガスの事故防止

全体の72%は取り扱い上の不注意

プロパンガスは、私たちの身近なエネルギーとして日常生活に欠かせないものですが、その取り扱い方を誤ると大事故につながります。

プロパンガスの事故防止のため次のことに注意しましょう。



① 点火の際は、着火の有無を必ず目で確認しましょう。

② 未使用のコックには、ゴムキヤップを取り付けましょう。

③ 使用後は、元せん、器具せんを必ず閉め、寝る前などは、これを確認しましょう。

④ ゴム管は、元せん、器具せんにホースバンドでしっかりとめましょう。

また、ゴム管の割れについて点検しましょう。

⑤ 使用中は、ときどき窓を開けるなど換気に気を付けましょう。

⑥ ガス設備に異常がある時は取引先の販売店に連絡しましょう。

⑦ ガス漏れをキャッチし、事故を未然に防止するため、ガ

ス漏れ警報器を取り付けましょう。

◎ 飲食店、旅館、病院等に設置のプロパンガス用の燃焼器については、昭和56年7月1日から、原則としてプロパンガス用のガス漏れ警報器の設置が義務付けられました。ただし、既存のもの

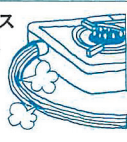
は、3年間の猶予期間があります。 ※詳しくは↓宗谷支庁経済部商工労働課へ

◆多い事故例 (今一度点検を…)

A 元せん、コックの扱いミス



B ゴムホース関連ミス



C 点 火 ミ ス



D 立消え

(煮こぼれ)



*ご存じですか

人名 漢字 54字増えました

生まれてきた子供への最初のプレゼント—それは、名前を付けてあげることです。

わたしたちは、名は体を表わすように願いをこめ、子供への深い愛情と夢をその名前に託します。ところで、この名前に使える漢字が、去年の10月1日から増えたのを、ご存知でしょうか。

人名用に新採用の54字

伍 伶 侑 堯 孟
峻 嵩 嶺 巴 彬
惇 惟 慧 斐 旦
昂 李 栗 楓 楨
汐 洵 洸 渥 瑛
瑤 璃 甫 皓 眸
矩 碧 笹 緋 翔
脩 苑 茉 莉 萌
萩 蓉 蔞 虹 諒
赴 迪 遥 遼 霞
頌 駿 鳩 鷹

家一ホム道



発行 利尻町役場

編集 住民課広報交通安全係 ☎四一三三四五番

印刷 旭川 柳純北海



戸籍の うごき

自1月1日
至1月31日

ご厚意に
感謝します

このたび、次の方から愛情銀行に、金一封が預託されましたので紙上を借りてお礼申し上げます。

お誕生おめでとう
ごさいます

氏名 保護者 続柄 住所
 惣方 エリ 徹 長女 神居山
 只野 恵介 修 二男 日出町
 東海 千寛 健二 二男 泉町
 桧森 伸也 昭美 二男 御崎

氏名 住所
 入江 清幸 緑町
 越 紀子 緑町

いつまでも

お幸せに

おくりやみ

申し上げます

氏名 年齢 住所
 佐々木文治 六六歳 泉町
 大嶋 トヨ 五六歳 本町
 鈴木傳之助 八一歳 新湊
 岡田 ノブ 八五歳 久連
 下家 セツ 八七歳 仙本町
 坂坂 とん 八七歳 仙本町

沓形字日出町 斎藤昭三様から
 父祐太郎様の香典返しを廃して
 仙法志字本町 谷内善雄様から
 妻の母下家セツ様の香典返しを
 廃して
 仙法志字本町 坂坂善司様から
 母とん様の香典返しを廃して
 沓形字富士見町 荒木健三様から
 寄附金として
 〔利尻町社会福祉協議会〕

住民異動届 を忘れずに

転入や転出、町内転居をした方は、住民基本台帳により、異動したその日から十四日以内に届出を

しなければならぬことになって
います。

また、修学のために寮や下宿などに居住する学生、生徒の住所は、その寮や下宿などの所在地にあることになってい
ます。異動届をまだ済ませていない方は、役場住民係、仙法志支所で
転出証明書の交付を受け、現住
地で異動届の手続きを早急に済
ませて下さい。

雇用保険の 認定日お知らせ

- 短期特例(50)受給者
二月の認定日は
四日、十二日、十八日、二十五日
- 一般受給者
二月の認定日は 十日

誌上博物館(2月号)は
お休みいたします。
—教育委員会—

免許証更新 時講習

- 2月24日
- 利尻町保健福祉館(沓形)
- 午後6時30分

※当日は忘れずに受講しましょう!!